

6月は
環境月間

2050年ゼロカーボンシティを表明しています

☎環境保全課 ☎70・5619

市では、3月15日に「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

背景

近年の豪雨や台風の強大化などは、地球温暖化が原因の一つと考えられ、今対策に取り組まなければ温暖化を止めることができなくなるともいわれています。2050年までに脱炭素社会の実現を目指し、市民・事業者の皆さんの協力をお願いします。

ゼロカーボンシティとは

2050年までに、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と森林などによる除去量を差し引きゼロにすることを表明した自治体のことをいいます。

できていること

(省エネの取り組み)

- ・照明のLED化、省エネ型の家電を選ぶ
- ・洋服を長く大切に着る・リサイクルする
- ・簡易包装などのごみが出にくい商品を買う
- ・食品ロスを減らす
- ・ごみの減量・資源化
- ・エコドライブで燃料の節約
- ・マイバッグで買い物
- ・公共交通機関・自転車の使用

(再エネの利用)

- ・太陽光発電設備の設置
- ・再生可能エネルギー電気を提供する電気プランへの切り替え

市の取り組み

(実施中)

- ・太陽光発電設備や電気自動車購入費補助など
- ・防犯灯・道路灯・公園灯のLED照明への切り替え

(実施予定)

- ・公共施設への太陽光発電設備導入調査
 - ・終末処理場消化槽設置に伴う汚泥減量化と消化ガス発電事業
- 市では令和4・5年度に環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の一体的な改訂を行い、2050年脱炭素社会の実現に向けた目標を掲げ、効果的な施策を検討し、取り組みを進めます。

※参考

- 太陽光発電設備や電気自動車購入費補助など ☎同課 ☎70・5619
- 太陽光発電・蓄電池を安く購入できる共同購入事業 ☎かながわ みんなのおうちに太陽光キャンペーン事務局 ☎0120・216・100



環境学習プログラム集掲載事業実施費用を補助

環境学習プログラム集(市HPからダウンロード可)の体験プログラムか出張プログラムに掲載されている事業を実施した団体に、費用の一部を補助します。地域での環境学習会やPTA、子ども会などのイベントプログラムとして活用してください。
▶**対象団体** 次の要件を全て満たす団体①主な活動場所か活動の運営拠点を市内に有する②5人以上で構成する③市税(市税に係る延滞金を含む)に未納がない▶**対象経費** プログラム集に記載されている講師謝礼、講師の交通費(公共交通機関を利用した場合の実費相当額)▶**補助限度額** 1万5000円▶**補助回数** 対象年度で1団体1回限り▶**申請** 環境保全課にある申請書(市HPからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて同課へ提出 ☎同課 ☎70・5619

EMSを導入し、環境負荷を低減しましょう

EMS(エネルギーマネジメントシステム)とは、電気やガスなどのエネルギーを見える化し、設備を最適運用する仕組みで、事業所で導入することで経費削減にもつながります。エネルギー使用量が一定規模以上の事業者などは、県へ「事業活動温暖化対策計画書」の届け出が必要となります。上記に該当しない規模の場合、県が無料で省エネルギー診断などを行っています。省エネを実践し、環境にやさしい事業所を目指しましょう。☎環境保全課 ☎70・5619

初期費用0円で、太陽光発電を!

県内では、0円ソーラー事業者が初期費用を負担して、住宅に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を住宅所有者などに販売することで初期費用を回収するサービスがあります。一定期間経過後(おおむね10年後)は、設備が住宅所有者に無償譲渡され、災害により停電が起きた場合でも昼間の電気の確保が期待できます。この機会に太陽光発電設備の設置を検討してください。☎県エネルギー課太陽光発電グループ ☎045・210・4115 HP <https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0521/zeroennsolar/>

8月1日から新しい国民健康保険被保険者証になります

新しい被保険者証を6月下旬から簡易書留で送付します。7月31日までに届かない場合は保険年金課へ連絡してください。不在の場合は郵便局で保管された後、市へ返戻されます。郵便局に転居届の提出(別の住所へ転送するための手続き)を行い、国民健康保険の送付先変更届の提出がない世帯や居住の確認が取れない世帯も同様です。

新しい被保険者証は、8月から有効なので、古い被保険者証は7月末まで破棄しないでください。

■有効期限

来年7月31日までですが、次の①～⑤の方は異なります。

- ①来年7月31日までに70歳になる方は誕生月の月末(1日生まれの方は前月末日)
- ②来年7月31日までに75歳になる方は75歳の誕生日の前日
- ③在留期間が満了になる外国人の方は在留期間満了日の翌日
- ④就学者被保険者証(学生)を持つ方は来年3月31日
- ⑤短期被保険者証は保険証記載日

■注意点

70歳以上の方には「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」として1枚で使えるようになっています。被保険者証の右側中央部分に記載されている「負担割合」が病院などの窓口での自己負担割合になります。☎同課 ☎70・5617



国民健康保険特定疾病療養受療証について

6月下旬から「8月1日以降から使える新しい受療証」を送付します。7月31日までに届かない場合は、保険年金課へ連絡してください。

■70歳未満で人工透析が必要な慢性腎不全の自己負担限度額の判定について

国保加入者全員の所得金額(合計所得金額-純損失の繰越控除額-基礎控除額)の合算額が600万円を超える「上位所得世帯」に属する70歳未満の方は、自己負担限度額(高額療養費算定基準額)が2万円、それ以外の方は1万円です。所得の確認ができない方が世帯にいる場合、上位所得世帯の区分となります。国保加入の未申告者がいた場合は、課税課(☎70・5611)か大和税務署などで所得申告を行い、自己負担限度額の再判定のため保険年金課に連絡してください(所得がない方も市民税の申告は必要です)。

※重度障害者医療適用者については、自己負担限度額にかかわらず県下医療機関での窓口負担は無料です

☎保険年金課 ☎70・5617

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症に伴い、経済的な影響を受けたひとり親世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。詳細はHPを見てください。

▶**対象** ①4月分の児童扶養手当を受給されている方②公的年金などを受給しており、ひとり親家庭など福祉医療証を受けている方③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている方

▶**支給額** 児童1人当たり5万円

▶**申請方法** ②、③の方は支給申請が必要です。申請書をお渡しますので、必要書類を持参の上こども未来課へ来てください

※①の方は申請不要で6月9日に指定の口座に振り込みます

▶**支給日** 申請書の審査終了後速やかに支給します

▶**申請** 6月15日～来年2月28日に同課(☎70・5664)へ直接

▶**問い合わせ** 同課

